

## 令和6（2024）年度 第2回伊丹市男女共同参画審議会 議事録

【開催日時】 令和6（2024）年8月1日（木） 10時～12時

【開催場所】 伊丹市役所 101会議室

【出席委員】 岩本委員、和田谷委員、加藤委員、田野委員、白井委員、福島委員、月江委員  
石崎委員（以上8名、順不同）

【欠席委員】 なし

【事務局】 須磨市民自治部長、森田市民自治部参事、中井共生推進室長、村上男女共同参画課長、  
男女共同参画課職員

【傍聴者】 1人

【議事次第】

- 1 開会
- 2 傍聴要領及び傍聴定員の決定
- 3 議題
  - （1） 第1回審議会の事後意見等について
  - （2） 第4期計画案のたたき台の検討について
- 4 その他連絡事項
- 5 閉会

【議事録】

### 1 前回審議会の補足について

事務局： グループカウンセリングの実施状況について、現状は毎月第3金曜日の19時から20時で実施している。被害者の方と女性支援団体の方からファシリテーターとして1名出席してもらっている。参加者は、伸び悩んでおり2名前後で固定の参加者となっている。

事務局： 男性相談は、男女共同参画センターにおいて電話相談を実施している。男性が被害者の場合のDV相談に関しては、なりすまし等の対応のため、複数人で相談対応している、

### 2 事後意見について

事務局： 事後意見について、反映している部分は資料24において下線を引いている。

資料21意見NO4について、第3期計画では、基本方針4の最後の方に啓発と連携・調査研究をまとめて一つの基本方針としていた。第1回審議会も含めて啓発・教育や窓口の周知が重要ではないかという意見を多数いただいた。そのこともあり、啓発・教育を体系上、一番前にした。

事務局： 資料21意見NO10について、クリニックの情報提供について、第3期計画の計画策定時にも意見があり、精神面でのクリニックは相談者と医師との間に相性があることから、特定のクリニックの紹介は難しいと考えている。ただ、緊急的に病院にかかることも想定されるので、伊丹市及び近隣自治体の病院の情報について、外部からの情報収集はしている。資料21意見NO13面会交流について、市単独で安全確保等の問題もあり、引き続き、広域で取り組んでまいりたいと考えている。

資料21NO18について、夜間対応については、緊急事態の頻度や人員体制の確保の問題もあり、市で夜間対応窓口を設けるのは難しい。

会 長： 重点施策の有無について、ご意見を伺いたい。

委 員： 計画上のメリハリがつくので、重点施策を設けた方が良い。

委 員： 何を重点施策にするかは難しいが、重点的にする施策が見てわかるようにするのはいい。

委員： 同様に何を重点施策にするのかはこれからの議論によるが、一つ目標がある他の施策についても、フォローアップできるところがあるかと思うので、重点施策は設定した方が良い。

会長： 何を重点にするのかが非常に大事なので、今回確認いただく際に、どれを重点にすればいいのかも踏まえて、ご検討いただけたらと思う。基本方針ごとに区切って、ご意見をいただくようにする。

### 3 基本方針1について

委員： 男女共同参画社会というのが出てくるが、ジェンダー平等社会に変更することは可能か。男女共同参画計画にはジェンダー平等というのが盛り込まれている。

委員： 学校等における教育・啓発の推進の部分で若年女性を対象とした方がいい。包括的性教育を実施していくことや性暴力被害についての知識を持つというのがすごく難しい。そのため、どういった啓発が必要かの議論は必要である。中学生などの若年女性に性暴力被害について、啓発が必要である。

事務局： 若年層への啓発に関しては、現状では高校生を対象にデートDV講座や男女共同参画センターの方でCAP講座等を実施している。中学生を対象としたデートDV講座については、実施を学校に提案しているが、実現には至っていない。

会長： 男女共同社会という表現をジェンダー平等社会に変更したらいいのではとの意見を踏まえ、表現についても検討が必要である。学校に行けていない子など学校というプラットフォームからこぼれてしまう子にも啓発が必要であり、学校や男女共同参画センター等の「等」の部分においても、どこまで教育・啓発ができるかということである。

委員： 基本方針の部分で、「すべての人が」と冒頭から書き出されていて、その後に女性、男性、性的マイノリティ等、色々出てきているのだが、ここは方針なので、「すべての人」だけでいいのではないかと。目標の部分とかで数値上でこれだけ差があるという課題を明確に出せば、平等感やまとまりが出るのではないかと思う。

委員： 基本方針1の部分で、確かに「すべての人が」という事が、最終的な目標とするところだと思う。一方で、現状としては、女性が被害者になり、被害を抱えている割合においては、女性の方が圧倒的に多い実態がある。その背景に何があるのかの問題意識が一番重要である。そのため、被害者の多くが女性であるという部分の記載は残していただく必要があるのではないかと。

委員の発言で「男女共同参画社会」の記載については、性的マイノリティの方の問題が出てくるので、「ジェンダー平等」を使うのが適切かと思う。

市民への啓発の部分で、SNSの活用が最近では重要となっており、若年の方に対する啓発という意味では効果があると思う。ユーチューブを含めたSNSの活用による啓発ということを明記していただきたい。

会長： スマホなしでは啓発も進まない時代になってきている。委員の発言のとおり包括的性教育も含めて、啓発の内容もアップデートしていくという大切である。

委員： DV、引きこもりなど人権意識が根本にあり、その結びつきや学びである等を学校現場、社会全体で取り組むことが必要であり、市民への啓発理解は、本当に大事である。施策2の「企業・団体への啓発」の部分で、出前講座が出てくるがどのような内容で、どこが行っているのか。

事務局： 出前講座については、男女共同参画課の方で声がかかったら、企業等に出向いて講座を実施する。

#### 4 基本方針2について

委員： 「女性も男性も性別に関わりなく」と記載があるが、「女性も男性も」も記載はいらない。

委員： 学校に行っている人は先生が問題を一緒になって考えてくれる。そこからこぼれ落ちていく若い女性などは、地域で活動している民生委員や人権啓発指導員等と連携して、発見して相談を受けていく必要があるので、地域との連携を充実させていくべきである。

アウトリーチについては、使命感で活動している人もいるが、他の仕事があるのにDV相談員がアウトリーチするのは難しいと思う。無駄足も踏むし、交通費もかかり、地域の人の協力を得るのが、経済的にも効率いいと思う。

委員： 「相談・発見・通報体制の充実」とあり、目的自体は予防になるのかと理解したが、記載のあるルート以外でもあればいいのかなと思う。例えば、家庭でうまくいっていないとか、暴言・暴力でしか関わることができなくて困っている方々が、SOSを出せる場や援助希求できる場所があってもいい。

一緒に考えていける場所があったらいいと思う。啓発に入るのか、体制の一つとしてコミュニケーションの学び直しではないが、そういう場所はあってもいいと思う。

委員： 相談窓口の周知について、どういう周知の方法があるのかを考えていた。伊丹市内においては、相談できる場所が沢山あり、力を入れている。取りこぼさないというか、色々なところで実施している相談窓口間で連携して、相談者に適した相談窓口の情報を渡せるようになればいい。

委員： 第1回審議会における第3期計画の進捗状況の報告について、地域における啓発が中々進んでいないとあった。職業柄、どう進めていくべきかを考えていたが、人権教育的意識は地域の皆さん方をそれぞれ持っておられると思う。学び直しとかが言われているが、学ぶ場を中々設定できていないのが現状である。

例えば障害のある方や認知症の方などの個別事案で、どういう意図を持って関わっていくのかは知っている。ただ、法律改正やその経緯等を学ぶ機会、知る機会が不足しているかもしれない。その機会をどう作っていくのかが悩ましいが、重要である。

伊丹市高齢者虐待防止ネットワーク会議というものがあり、福祉関係者以外にも警察の方や関係団体も来ていただく会議となっている。虐待をする方を責めるよりも虐待を生んでいる背景を考える場になっている。

DVについてもそれぞれの分野においても、事案の背景を考え直すことは、人権教育意識に繋がっていくと思う。

委員： 「どこに相談すればいいですか」という声もよく聞くので、相談窓口の周知は必要である。

委員： 福祉部門を中心に、既存の制度で対応できないような法律上も狭間にある問題に関して、伊丹市では、令和3年度から重層的支援体制整備事業という国のモデル事業を受け、準備・実施している。その事業の中では、福祉関係部局、教育部局等の係長的な方が集まっている。どこかに相談が繋がれば、相談を漏らすことのない形で、役所の中でも連携をしており、社協の方も、そこに参加している。民生委員、児童委員や色々な団体と一緒に、あるいは個別の相談支援員等も含めて、相談を漏らさずに支援をしていく。

#### 5 基本方針3について

委員： 保護命令の制度について、安全のための制度だが、我々の施設にも避難してきてから、保

護命令を出してもらいたい方がいて、何回かチャレンジした。書類を作成するのも大変であり、医師の診断書やけがを受けた時の記録等、揃えないといけない書類が多くある。保護命令が出れば、安全のためにはいいが、申立てをする前に、大変な思いをした記憶がある。

保護命令の申立てはハードルが高い。担当したケースでも保護命令を申立てたいという方がいて、書類も書いて、診断書もあったし、あざの写真も添付して提出したが、裁判所の方で内容が弱いと言われ、申立ての取り下げを勧められたこともある。保護命令は本人が出したいという気持ちがあっても、申立てが認められるかわからない部分がある。現状としては、保護命令申立ての難しさもあることを伝えられたらいい。

会 長： 保護命令の申立て支援について、書面作成の支援・サポートが重要である

委 員： 暴力の時期がかなり以前の場合や、身体的暴力があり、証拠があったとしても、被害の「おそれ」という要件で認定が難しかったりする。申立てのひな型は用意されているが、本人が書類を論理的に書くのも難しかったりする。書き方が難しいこともあるので、相談ができたり、書面を見てもらえる環境があればいい。

裁判所が取り下げをすすめるのは、事案に対して消極的ということでは必ずしもなく、却下されることになった場合には、加害者と共有されるので、DVではなかったとなりかねないことも考慮してだと考えられる。弁護士等に相談されるとよいと思う。

会 長： 保護命令の書類作成の支援について、施設に入所したとしても、情報や支援が届く、伝わるようにすることが大事である。

委 員： 保育所、幼稚園、児童くらぶ及び学校などの現場で、共同親権が導入されれば、現場は困ると思う。親権者などの話が決まっていない状態で、施設に來たりなどの困難なケースに巻き込まれるのではないかな。市として、法務省など所管省庁に、要望を出すなども考えた方がよい。

会 長： 基本方針4のところに国の動向等を見るということで記載がある。

## 6 基本方針4について

委 員： 経済的支援としての生活支援と母子福祉資金の貸し付け等があるが、明石市が実施している養育費立替え制度や宝塚市が実施している養育費請求への助言・法的支援・法テラスへのつなぎなどの支援を実施するのがよい。当事者としては、生活保護の申請について、ハードルが高く、養育費等払われるべきものを払ってもらうようにすべきである。

委 員： 住宅支援について、公営住宅、ステップハウス及び母子生活支援施設等の記載があるが、母子生活支援施設は入所後、永遠に住めるところではない。退所していく先に、住宅を構えるのは結構ハードルが高い。DVで避難されてきている方の多くが、頼れる身寄りがなく、連帯保証人の確保の問題もあり、気に入った賃貸物件があっても、審査に落ちて、住めない場合もある。経済的な理由もあるが、連帯保証人が確保できないことから、申し込めないことがある。具体的にどういう支援が適切なのはわからないが、本人が住みたい家に住めるようになる支援ができればいい。

児童扶養手当について、ひとり親の方で受給できる人は受給しているが、所得制限があつて、1人で頑張っている仕事されても、収入分だけ、減額される。頑張っているのになんで減らされるだという方も多いので、所得制限なく満額に受給できればいい。

会 長： 住宅確保に向けた支援について、保証人も含めて検討していただきたい。

委 員： 新聞やニュースにもなっていたが、NPO法人の運営によるステップハウスができた。D

Vや困難な問題を抱える女性や留学生が入居でき、敷金も保証人も不要である。単身入居や子連れで入居することもできる。

委員： 基本方針の自立支援体制の「自立」について、目標としてはそこがいいが、行政としてはその言葉が必要だと思う。一方で、支援を受ける方々にとって、最初からこの「自立」という言葉突きつけられるのはなかなか厳しいのではないか。自立したいと思っている人にとっては、心強いかもしれないが、打ちひしがれていたり、力がない状態の人からすれば、これから「自立」に向けて何かしなければならぬみたいなものが突きつけられる感覚になるのではないかと想像した。

## 7 基本方針5について

委員： 支援員の人材育成と資質の向上ということで相談員の生活安定はとても重要である。支援者として、被支援者の自立という言葉を使っているにもかかわらず相談員の報酬も微々たる状況の中で、資質向上を突きつけられるのは酷ではないか。労働の対価に見合うものはお渡しできるような環境があってもいい。その上で、自信を持って安心して、支援に関わっていける状況になればいい。

委員： 支援員の身分保障・賃金保障は重要で、支援員自身が自分の自立した生活できなく、自分の生活の不安の中で、被害者支援をすることが大変である。支援員としての勤務が続かず、3年ぐらいで大体退職される。退職される問題の一つに指摘されているところなので、例えば、「現状と課題」の部分の最後から2行目のところに、心身の健康被害への配慮や就労環境の整備とか、何か一つそういったものを入れるべきである。

面会交流のことで、安全安心な面会交流という記載があり、共同親権の話もでたが、今後、共同親権や面会交流について、紛争が熾烈化し、それに対する対応も困難になってくるだろう。加害者の面会交流が制限されているのかということ、実態はそうではない。家庭裁判所のスクリーニング機能が十分に働いておらず、特に精神的DV・性的DV、虐待、性的虐待の子供に係る面会交流が見逃されているケースもある。

被害者が面会交流を頑張ってやらないといけない実態もあるので、支援を具体的に調査や情報収集とかではなくて、民間と連携してでも、実施できないのかなと思う。

委員： 相談員の報酬について、支援者が自立していけるのが一つの基準だと思う。金額どれぐらいが適切かについては、スクールカウンセラーを基準にしてもいいと思う。学校で色々な人たちを支援している点で、兵庫県、神戸市及び大阪市等で1時間当たりどれぐらいなのかベースにしてもいい。

委員： 民間支援団体との連携・協働の強化・充実というものがあり、研修の場に講師としていく事があるが、DV被害者支援講座の講座にフードバンクや児童センター、学童保育の方などを可能な限り呼んでいる。研修を早期の発見に通報に役立てている。

相談員もどこに行っても業務ができるのではなく、地域のことを知っていることが重要であり、非正規雇用の正規雇用化が必要である。

## 8 その他連絡事項

事務局： 今回の意見、担当課及び事後意見を踏まえて、語句説明を加えて案として、提示する予定である。また、計画期間について、ご説明をする予定である。

会長： 次回は10月、第4回は11月に予定している。次回で計画を固めていく。

【議決事項】なし